

参加料の記載のないものは無料です。／市外局番（0154）を省略しています。／市役所本庁舎は「市役所」、市役所防災庁舎は「防災庁舎」に省略しています。

「釧路市緑の愛護賞」候補者を推薦してください

推薦のあった対象者の活動内容を市で審査し、「釧路市緑の愛護賞」を贈呈し、表彰します。
5年以上継続して緑の愛護活動を行い、緑の愛護賞の趣旨に沿った活動をしてこられた個人および団体／7月16日(水)までに公園緑地課備え付けの推薦書で詳しい活動歴と活動状況がわかる写真を添えて直接または郵送で市役所5階公園緑地課緑化管理担当(〒085-8505黒金町7-5☎31-4557)へ

2025(令和7)年度第1回危険物取扱者保安講習

7月8日(火)・9日(水)[一般]午前9時30分～午後0時30分、[給油取扱所]午後1時30分～4時30分／まなぼっと幣舞／受講希望日の2週間前までに郵送で(一社)北海道危険物安全協会連合会(〒060-0004札幌市中央区北4条西6-1毎日札幌会館9階☎011-205-5088)へ／消防本部予防課予防広報係(☎23-0426)

2025(令和7)年度第3回危険物取扱者試験・第3回消防設備士試験

7月27日(日)／試験の種類＝[危険物取扱者]甲種、乙種（1～6類）、丙種、[消防設備士]甲種特類、甲種（1～5類）、乙種（1～7類）／6月12日(木)～19日(木)に書面または電子申請で(一財)消防試験研究センター北海道支部(〒060-8603札幌市中央区北5条西6-2-2札幌センタービル12階☎011-205-5371)へ／消防本部予防課予防広報係(☎23-0426)

介護保険「地域密着型サービス事業者」

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援するための地域密着型サービスのうち、下記サービスの開設事業者を募集します。
サービス種別および募集数＝①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1事業者 ②認知症対応型共同生活介護 1事業者（定員18人）③看護小規模多機能型居宅介護 2事業所(登録定員各29人)／開設年度＝2026(令和8)年度／詳細は市ホームページをご覧ください／7月4日(金)までに介護高齢課介護保険係(☎31-4598)へ

家族介護者交流事業

介護の悩みを一人で抱え込まず、介護者同士で語り合いませんか？
6月28日(土)午前10時～午後2時／アクアパール／高齢者等を介護している家族や過去に介護を経験した方、認知症の本人／800円（昼食、資料代）／6月16日(月)までに電話で釧路地区障害老人を支える会たんばの会（佐々木☎090-4874-9306、岩渕☎090-8901-3689）

釧路市民貢献賞の候補者を推薦してください

【産業部門】
○産業活動を通じて業界の振興に尽力し、その功績が顕著な方 ○経営の合理化を図り、その業績を上げ、他の模範となる方 ○新製品の研究開発、技術の向上に努め、その業績を上げた方
○職務に関し、有益な研究または発明発見をされた方 ○業務に精励し、創意工夫により生産能率の向上に顕著な業績を上げた方 ○職場内において勤労尊重の気風を培い、他の模範となる方 ○上記以外で産業の発展に貢献された方
【社会部門】
○市が推進する事業や各種市民運動を通じて、地方自治の振興に貢献された方 ○学校、社会、私学教育の振興に貢献された方 ○地域まちづくり運動などを通じて、市民の模範として住民活動に貢献された方 ○社会福祉の向上増進に貢献された方 ○保健医療または自然環境保全・環境衛生思想の普及と増進に貢献された方 ○上記以外で市民生活の向上に貢献された方
6月2日(月)～30日(月)に所定の申請用紙等(各担当課に要確認)を直接または郵送で、産業部門は市役所4階産業推進室(☎31-4550)、社会部門は市役所2階市民生活課(☎31-4590)へ

点訳・音訳図書製作ボランティア養成講習会

●点訳図書製作
視覚障がい者向け点字図書の製作のための技術を学びます。
6月19日～10月23日の毎週木曜日午前10時～正午（全16回。夏休み3回あり）／8人／1,540円(テキスト代)
●音訳図書製作
視覚障がい者向け録音図書の製作のための技術を学びます。
7月4日～11月7日の毎週金曜日午前10時～正午（全18回。8月15日(金)は除く）※初回は必ず出席してください／①音訳(図書・資料を読み録音)、②校正(録音を聞き、原本と照合)、③デイジー編集(校了後編集、CD図書を製作)※いずれもパソコン使用／1,210円(テキスト代)
【共通】受講後、釧路市点字図書館のボランティア活動ができる市民（子ども連れの参加不可）／☎☎電話で身体障害者福祉センター（川北町4-17☎24-7471）へ

産後ケア事業託児スタッフ(不定期)応募資格

＝普通自動車運転免許を取得していて、保育士または看護師の資格を有する方／勤務時間＝①午後10時～翌午前8時30分 ②午後2時15分～10時／報酬・交通費＝①1回1万5,000円 ②1回9,300円／乳児の寝かしつけ、授乳、見守り等※産後ケア時のみ（不定期）の勤務／6月20日(金)までに電話で健康推進課(☎31-4525)へ

文化賞の候補者を推薦してください

市の文化の発展に著しく貢献したと認められる個人または団体を顕彰します。
芸術(音楽、文学、美術、芸能)、科学(自然科学、人文科学)の各分野で功績のあった市内在住もしくは在住していた個人または市内に事務所を有している団体／推薦方法＝6月1日(日)～30日(月)(当日消印有効)に所定の申請用紙(市ホームページからダウンロード可)および候補者の活動がわかる詳しい資料を直接または郵送でMOO4階市教委生涯学習課(〒085-0016錦町2-4☎31-4579)へ

市営住宅入居受付

6月10日(火)～16日(月)午前9時30分～午後4時30分（15日(日)は除く。16日(月)は最終入場午後4時まで。14日(土)は防災庁舎のみ午前10時～午後3時まで受け付け）／防災庁舎1階、各行政センター、阿寒湖温泉支所／収入を証明するもの、障がい者手帳のコピー、住宅明渡し請求関係書類を持参し、会場で申込用紙に必要事項を記入※入居のあっせんは先着順ではありません。郵送での申し込みは要問い合わせ。※次の団地は募集を停止しています。
募集停止団地＝[釧路地域]白樺台C団地(棟番号200番台を除く)、堀川団地DH5、武佐団地D6・R2・R11・TM棟、美原団地M3～M5棟、益浦団地、緑ヶ岡団地みどり、旭団地コーディアルタウン旭橋、春採団地ぼうよう1～3、新川北団地、[阿寒地域]まりも団地、グリーン団地、阿寒湖畔1団地、[音別地域]堤団地、光洋団地
※子育て世帯（同居者に小学校就学前の子どもがいる世帯）・新婚世帯(入居者および同居者であるその配偶者の年齢の合計が70歳以下であり、かつ婚姻の届出日から2年以内の世帯)向け住宅は、次の①～③の住宅を受け付けします。
①春採団地ちゅーりっぷ1-134号室（2LDK、3階）②昭和団地SW5-511号室（2LDK、1階） ③堀川団地HR2（2LDK、3戸）※堀川団地HR2は入居予定日が11月1日(土)です。
※車椅子使用世帯向け住宅は、空き家の有無を問わず、常時募集しています（春採団地ぼうよう1についても継続して募集します）。
※持ち家を処分される予定があり、入居を希望される方は事前にご相談ください。
市住宅公社(☎31-4563)、阿寒建設課(☎64-6191)、音別建設課(☎01547-6-2231)

税・保険・年金



年金振込通知書等を送付します

「年金振込通知書」は、金融機関等の口座振込で年金を受け取られている方

に対して、6月から翌年4月まで2カ月に1回支払われる金額をお知らせするもので、毎年6月に日本年金機構から送付されます。

※振込額や振込口座に変更がある場合は、その都度「年金振込通知書」が送付されます。

ねんきんダイヤル(☎0570-05-1165)、釧路年金事務所(☎25-1521)

市道民税(個人住民税)・森林環境税の減免について

下記のように災害や生活困窮などの特別な事情により個人住民税・森林環境税の納付が困難と思われる方については、本人の申請により減免の対象となる場合があります。減免の可否は、世帯全体の所得状況や資産保有状況等を総合的に判断した上で決定します。
生活保護法による扶助を受けることとなった方およびそれに準ずる生活困窮の状況にあると認められる方、災害により甚大な被害を受けた方、著しい生活困窮の状況(失業、廃業、疾病等)にあると認められる方／原則、対象となる税額は納期未到来分です。2025(令和7)年度の税額決定通知書は6月中旬発送予定です／市市民税課市市民税係(☎31-4514)

6月30日(月)は以下の市税等の納期限です

- ・市道民税・森林環境税(第1期)
- ・国民健康保険料(第1期)
- ・後期高齢者医療保険料(第1期)
- ・介護保険料(第1期)

※いずれも普通徴収分

- ・6月分保育園保育料

●市税等 休日の納付相談窓口

6月28日(土)午前9時～午後5時
◆市税等の滞納に対しては、動産・不動産を問わず差し押さえを執行し厳しく対処しています。納付に当たってお困りの際は納税課までご相談ください。
納税課(☎31-4517・4518)
納付には便利な口座振替を
スマホでの納付も行えます

健康保険の加入・脱退手続きをお忘れなく

国民皆保険の制度により、協会けんぽ等の健康保険に加入している方以外は、国民健康保険への加入が義務付けられています。転入や退職等で健康保険に未加入の方や、任意継続の加入期間が終了する方は、忘れずに加入の手続きを行ってください。

なお、保険料は国保の資格が発生したときまで(最高2年間)さかのぼって計算されます。また、国保に加入中の方が市外へ転出する場合や、協会けんぽ等の健康保険に加入した場合などは脱退の手続きが必要になりますので、詳しくはお問い合わせください。
国民健康保険課保険係（☎31-4528）

